

十日町市こども計画 概要版

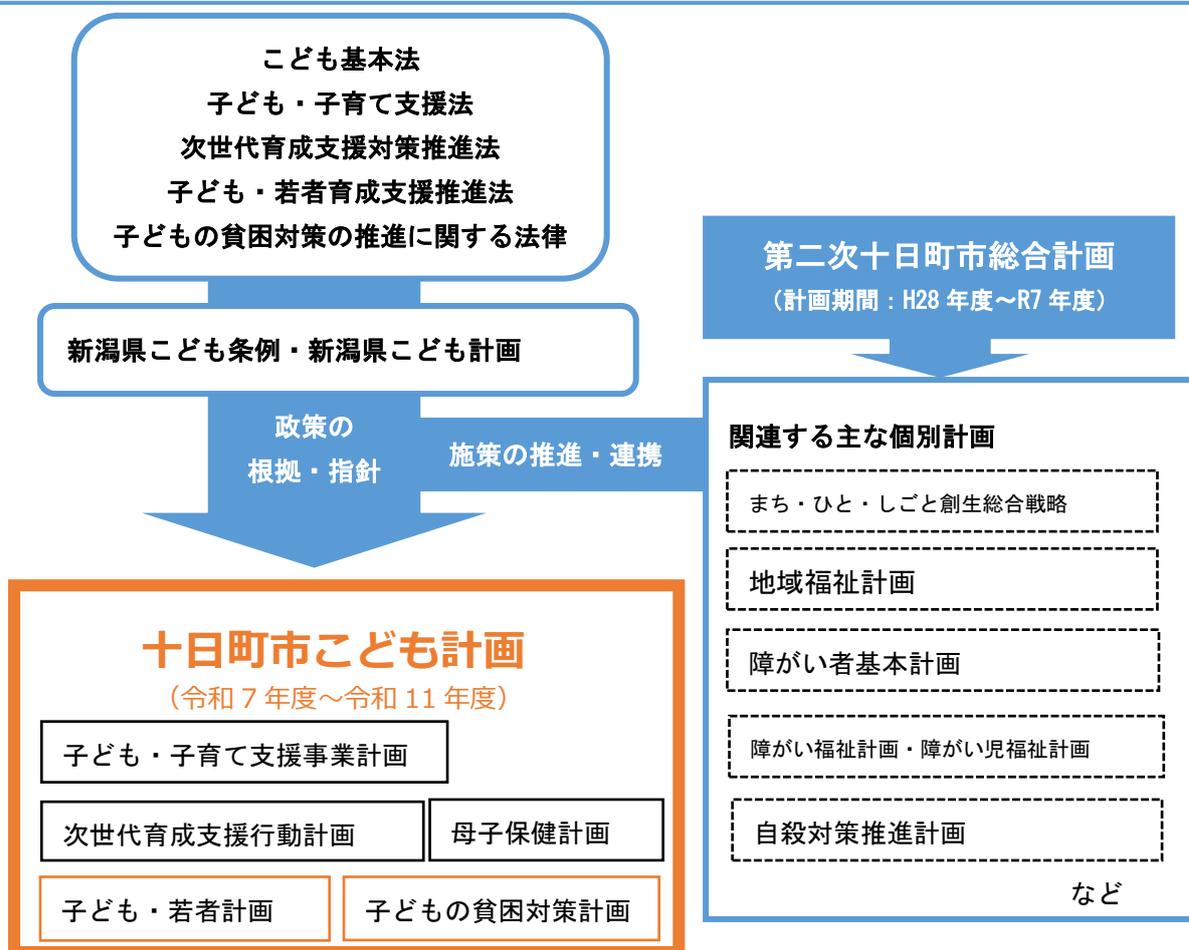


●趣旨

国は、全てのこどもや若者が健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生活できることを目指した「こども基本法」を令和4年6月に作りました。この法律の中で、都道府県や市町村はこども・若者・子育て支援施策の総合的な推進を目指す「こども計画」を策定することが求められています。

十日町市では、こどもが生き生きと活躍でき、おとなもこども・若者も一緒になって健やかに豊かに過ごすことができる社会を目指す「十日町市こども計画」を策定しました。

●計画の位置づけ



●計画の期間

計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。
なお、計画期間中であっても社会情勢の変化などに応じ、必要な見直しを行うものとします。

● 計画の対象

計画の対象は、18歳未満のすべての子どもとおおむね30歳までの若者及びその家庭を対象としています。

● 基本理念

『安心して子どもを産み育てられるまち』

国が令和5年12月に策定した「子ども大綱」では、すべての子ども・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング※）で生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現が求められています。

このことを踏まえ、「十日町市子ども計画」では地域社会全体で子ども・若者と子育て家庭を支援し、次代を担う子ども・若者が健やかに成長するとともに、子育て家庭が子育ての楽しさや喜びを実感しながら、安心して産み育てることができるまちを目指します。

※ウェルビーイング(Well-being)：個人や社会がより良い状態になること



● 基本目標

基本理念を具体化し、めざす方向を示すものとして、次のとおり3つの目標を掲げます。

基本目標 1	子ども・若者が心身ともに健やかに成長することができる 【子ども・若者の権利】
--------	---

子ども・若者を権利の主体として尊重し、すべての子ども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく健やかに成長できるよう、切れ目のない支援と公平な環境、就労や社会参画などが実現するように施策を形成し、その実現を目指します。

基本目標 2	家庭の子育て力が高まり、安心して子育てができる 【子育て家庭への支援】
--------	--

子どもたちの成長にとっての礎(いしずえ)である家庭において、子育ての孤独感や不安感、負担感を軽減し、子育てを少しでも楽しく感じられるよう取組の方向性を示します。あわせて、特別な配慮を要する子どもや困難を抱える若者の家庭への支援など、子育て家庭の負担の軽減の方策を示したうえでそれらを推進していきます。

基本目標 3	地域の特色と活力を生かし、子ども・若者と家庭を支える 【地域社会の役割】
---------------	--

これまでにない少子化の時代を迎え、地域社会全体で子どもたちと子育て家庭を支えていくことが求められているなか、地域内のそれぞれの主体を明示しつつ、どのように気運を醸成し、どのように子どもと子育て家庭を支え応援していくか方策を示しながら、子どもと子育て家庭を温かく支えるまちの実現を目指します。

● 施策の体系

【基本目標】

1 子ども・若者が心身ともに健やかに成長することができる
【子ども・若者の権利】

【施策】	
① 子ども・若者の権利の保障	子どもの権利啓発、就学援助事業など
② すべての子どもが健やかに育つ場の提供	公立保育園運営事業、私立・地域保育園運営委託事業など
③ 幼保小・小中の連携強化	特別支援教育推進事業、小中一貫教育推進事業など
④ こどもの居場所づくり	放課後児童健全育成事業、児童センター運営事業など
⑤ 子ども・若者の学びや活動の機会の提供	居心地のよい学級づくり支援事業、スポーツ振興事業など
⑥ 妊娠中の親と子ども・若者の健康づくりの推進	不妊・不育治療費助成事業、新生児訪問指導事業など
⑦ 障がいのある子ども・若者への支援	訓練教室の開催、特別児童扶養手当など
⑧ ひきこもり・不登校・自殺対策の推進	ひきこもりサポート事業（相談）、不登校対策推進事業など
⑨ 出会いや結婚の支援・就労支援・次代の親の育成	越後妻有ハビ婚サポートセンター、まちなか学園祭など

【基本目標】

2 家庭の子育て力が高まり、安心して子育てができる
【子育て家庭への支援】

【施策】	
① 子育てを楽しく感じられる機会の確保	地域子育て支援センター事業、ハローババママ学級など
② 子育て相談の充実、機能向上	子ども家庭センター運営事業、児童虐待防止対策総合支援事業など
③ 特別な配慮を要するこどもの家庭への支援	特別児童扶養手当、重度心身障害者医療費助成など
④ 多様化するニーズに対応できる保育サービスの確保	延長保育事業、病児・病後児保育事業など
⑤ 困難を抱える若者の家庭への支援	ひきこもりサポート事業（相談）、不登校対策推進事業など
⑥ 生活基盤の安定のための経済的支援の推進	児童手当、幼児教育・保育の無償化など

【基本目標】

3 地域の特色と活力を生かし、子ども・若者と家庭を支える
【地域社会の役割】

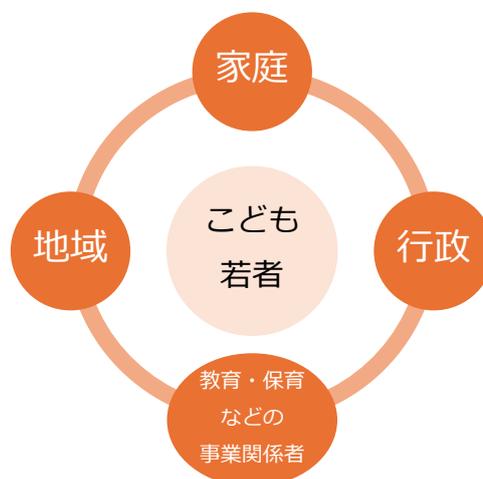
【施策】	
① 地域の子育て応援体制づくり	はぐくみのまちづくり運動推進事業、コミュニティ・スクール推進事業など
② 社会全体で子育てを支える気運の醸成	関係機関と連携しセミナー開催等、SNS等を活用し情報提供など
③ 子ども・若者の安全の確保	交通安全教室の実施、通学路点検など

● 計画の達成に向けて

計画の基本理念である「安心して子どもを産み育てられるまち」の実現に向け、行政にとどまらず、家庭、教育・保育等の事業関係者、市民をはじめとする市民活動団体や地域団体、企業などとの連携により子育て支援を推進していきます。

(1) 「家庭」の役割

子どもが自立して社会に適用できるよう、基本的な生活習慣や守るべき社会規範を身につけさせ、人勢の喜び悲しみなどを共にしつつ、生きる強さを与えていくことがこれまで以上に求められています。



(2) 「行政（市）」の役割

行政は家庭が子育ての責務を果たせるよう支援していくことが不可欠です。地域における子育ての旗振りとして関係者と連携を取りながら、様々な施策を実施していく必要があります。

(3) 「教育・保育などの事業関係者」の役割

教育・保育などの事業関係者は、子どもの健やかな成長のため、適性や発達段階を的確にとらえた質の高いサービスの提供が求められます。また、子の思いや感情表現を大切に寄り添う保育・教育が重要となっています。

(4) 「地域（市民や市民活動団体、地域団体）」の役割

子どもとその家庭を気づかい、見守り、支えることを市民共通の心がけとする必要があります。身近な隣人として誰もが子どもとその家庭に寄り添うことが必要となっています。

令和7年3月
十日町市子ども計画 概要版
十日町市市民福祉部子育て支援課
電話：025-757-3719